

平成 29 年 1 月 11 日

第 1 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成29年第1回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年1月11日（水）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員（11名）

| | | |
|---------|------|-------|
| 会 長 | | 北里 耕亮 |
| 会長職務代理者 | 1 番 | 高村 夏規 |
| 委 員 | 2 番 | 北里 千尋 |
| | 3 番 | 北里 隆泰 |
| | 4 番 | 安武 聖 |
| | 5 番 | 佐藤 仲子 |
| | 8 番 | 阿南 美穂 |
| | 9 番 | 明里 孝良 |
| | 10 番 | 松岡 克明 |

| | | |
|---------|-----|--------|
| 4. 欠席委員 | 6 番 | 宮崎 博美 |
| | 7 番 | 石松 丈多郎 |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届出書

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

第4 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書（相続）

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 村上 弘雄 |
| 事務局係長 | 穴井 桂子 |

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から平成29年第1回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は9名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番 北里委員 9番 明里委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の穴井さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届出書について」、事務局より報告をお願いします。

事務局長 本来は、議案の方からになりますが、今回は報告があつての議案と進みますので、報告から始めます。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について。農地法第18条第6項および農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の農地の届出について受理したことをここに報告する。平成29年1月11日提出。番号1. 土地の所在は北里。水田3筆です。賃貸人、賃借人は以下の通りです。解約の理由としましては、賃借人の名義を息子に変更するということです。合意解約書類の写しが、別紙資料で添付してあります。次に番号2です。土地の所在は黒淵。水田3筆です。解約の理由は、番号1と同じです。合意解約書類の写しが、別紙資料で添付してあります。以上です。

議長 　　ただいまの事務局からの報告について何か質問はありますか。

議長 　　ないようですので、報告第1号を終わります。

議長 　　次に、日程第3 議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　　議案第1号。農業経営基盤評価促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。農業経営基盤評価促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。平成29年1月11日提出。番号1。先ほど合意解約の報告がありました方の、新たな権利設定となります。農地の所在については、北里になります。地目は田が18筆、畑が3筆。面積が9,830㎡です。利用権の設定をする者等は、以下のとおりです。親子になります。使用貸借契約となっています。期間は10年になります。別紙資料のほうをご覧ください。新規の使用貸借で、利用権の設定を受ける方は息子さんです。40歳。経営作物は、水稻となっています。農作業従事日数300日、農業専従者は男2人、女1人です。

次に、番号2です。利用権の設定を受ける方は、同じ方です。農地の所在については、北里になります。地目は田が3筆。面積が3,852㎡です。利用権の設定をする者等は、以下のとおりです。賃貸借契約となっています。期間は5年になります。物納で、一反あたり60kgです。別紙資料のほうをご覧ください。新規の賃貸借で、利用権の設定を受ける方は先ほどの方ですので、説明は省略します。

次に、番号3です。利用権の設定を受ける方は、同じ方です。農地の所在については、黒淵になります。地目は田が3筆。面積が4,692㎡です。利用権の設定をする者等は、以下のとおりです。賃貸借契約となっています。期間は5年になります。物納で、全部で300kgです。別紙資料のほうをご覧ください。新規の賃貸借で、利用権の設定を受ける方は先

ほの方ですので、説明は省略します。

次に、番号4です。農地の所在については、下城になります。地目は田が2筆。面積が2,043㎡です。利用権の設定をする者等は、以下のとおりです。この分は再設定になります。賃貸借契約となっています。期間は4年9ヶ月になります。一反あたり60kgの物納です。別紙資料のほうをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、男、68歳。経営作物は、水稲となっています。農作業従事日数200日、農業専従者は男1人、女1人です。以上で説明をおわります。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

10 番 番号3の利用権を設定する方は、農地所有者が亡くなっているから、息子の名になっているのか。

事務局 長 そうです。

2 番 利用権設定の番号1。下から三番目が、現況届がその他分類不能とあるのは、何か。

事務局 長 調べさせていただきます。

議 長 それでは採決いたします。議案第1号について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に日程第4 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書。
下記農地について、相続により農地を取得したので、農地法
第3条の3第1項の規定により届出をします。権利を取得し
たものの氏名、住所、土地の所在等は、ご覧のとおりです。
以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませ
んか。

議 長 ないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第1回
総会を閉会致します。

平成29年第1回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するた
めここに署名する。

2 番

9 番